

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原 告 崔鳳泰ほか10名

被 告 国

原 告 準 備 書 面 (3)

2009年12月1日

東京地方裁判所 民事第2部E係 御中

原 告 訟 代 理 人

弁護士

東 澤

靖

同

川 口 和

子

同

二 関 辰

郎

同

小 町 谷 育

子

同

魚 住 昭

三

同

古 本 晴

英

同

張 界 满

代

本準備書面では、被告国の準備書面(1)の「4 不開示理由4該当文書」ならびに準備書面(2)の「1 不開示理由4該当文書」に対する原告の反論を述べる。

目次

第1 「不開示理由4」の不存在（総論）	4頁
1 現在又は将来の公共の安全・秩序の維持及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの不存在	4頁
2 公共の安全・秩序の維持及び事務の適正な遂行に支障を及ぼす程度に関する主張立証の不存在	5頁
第2 被告準備書面（1）「4 不開示理由4該当文書」における不開示理由の不存在	6頁
1 「（1）韓国親善使節団の来訪（文書713・乙第27号証、番号3）」について	6頁
2 「（2）武内次官、崔德新韓国親善使節団会談記録（文書714・乙第28号証、番号4）」について	7頁
3 「（3）朴議長訪日に際する警備対策（文書966・全部不開示、番号2）」について	9頁
第3 被告準備書面（2）「1 不開示理由4該当文書」における不開示理由の不存在	10頁
1 「（1）朴議長一行名簿、日程、接伴要領（文書964・乙第30号証、番号1）」について	10頁
2 「（2）忠南号事件について（文書749・乙第38号証、番号5）」について	11頁
3 「（3）韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について（文書750・乙第39号証、番号6）」について	13頁
4 「（4）日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）（文書910・乙第40号証、番号7）」について	14頁
5 「（5）日本政府の押収した朝鮮船舶及びその返還（文書1137・乙第41号証、番号8）」について	16頁

6 「(6) アジア局主要懸案処理日報抜粋（文書1399・乙第42号証、番号 9）」について	18頁
7 「(7) 対韓交渉方針決定（文書1544・乙第43号証、番号10）」につ いて	20頁
8 「(8) 金中央情報部長訪日（文書1822・乙第44号証、番号11）」 について	21頁
第4 結語	22頁

第1 「不開示理由4」の不存在（総論）

被告国が主張する「不開示理由4」は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」（法5条4号、6号）である（被告準備書面（1）23頁）。

この点に関する被告国の主張は、原則開示という情報公開法の基本的ルールを適切に踏まえておらず、法5条の不開示事由の適用を正当化するには到底不十分なものである。ここでは、各文書について個別具体的に反論するのに先立って、被告国の主張に共通する問題点等について総論を述べておく。

1 現在又は将来の公共の安全・秩序の維持及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの不存在

第1に、情報公開法5条における公共の安全・秩序の維持、あるいは事務の適正な遂行とは、すでに終了した過去の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行ではなく、現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行を意味する。いいかえれば、行政文書について、市民が開示請求権を有し（3条）、行政機関の長が原則としてすべての開示義務を負う（5条）という情報公開法のもとで、行政機関の長が特定の文書の不開示を正当化できるのは、まさに現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行の任務を負うからであって、それとは無関係な過去の「公共の安全・秩序の維持」又は「事務の適正な遂行」を口実に不開示とすることは許されない。

本件で「不開示理由4」を理由に外務省が公開を拒んでいるのは、すべて40年あるいは50年前の情報である。そうであれば、こうした40年あるいは50年前の情報が、どのような意味で、現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があるのか、被告国はその関連性を具体的に主張立証しなければならない。

本件で文書に記載されているのは、40年あるいは50年前の韓国との間の

海上警備情報や領海侵犯に関する捜査情報である。しかし、それらの警備や捜査を取り巻く状況や環境は、その年月の経過の中で大きな変化を重ねている。日本と韓国との関係においても、当時両国間で問題とされていた「李ライン」は撤廃され、両国間には国交を正常化する条約や協定も締結され、経済水域に関する国際情勢も変化した。また、海上警備や捜査についても、情報通信技術やレーダー技術の発展などにより 40 年あるいは 50 年前とははるかに異なる海上警備や捜査が実施されている。そのような時の経過による変化の中で、40 年あるいは 50 年前の海上警備情報や捜査情報が、通常は、現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に影響を与えるものではない。それにもかかわらず、どのような具体的な理由によって、それらが現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に影響を与えるのか、被告国はその点を具体的に主張すべきである。

しかしながら、後に具体的に検討するように、被告国は、現在又は将来の公共の安全・秩序の維持及び事務の適正な遂行に与える支障を何ら具体的に主張立証していない。したがって、被告国の主張に基づいて法 5 条 4 号または 6 号の適用を正当化することは、到底できない。

2 公共の安全・秩序の維持及び事務の適正な遂行に支障を及ぼす程度に関する主張立証の不存在

第 2 に、文書の中の情報が、公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に関係する情報であったとしても、わずかでも関係があるということをもって、直ちにその不開示が正当化されるわけではない。不開示とされうる情報は、公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に「支障を及ぼすおそれがある」ものでなければならず、その「支障」の内容は、その「支障」の有無を客観的に判断するために、具体的に特定される必要がある。

この点、後に詳しく指摘するように、被告国は、海上警備や捜査に関する

情報のすべてを不開示としているわけではなく、その大半を開示の対象に含めている。原則公開の情報公開制度の下で、被告国による開示・不開示の選別が恣意的なものであってはならないことは当然のことである。そうであれば、被告国は、自らの選別が恣意的でないことを証明する観点からも、開示された情報と比較して、不開示とされた情報がどのような点で公共の安全・秩序の維持及び事務の適正な遂行に「支障を及ぼすおそれがある」のかを具体的に特定すべきである。被告国は、これを警備情報の入手方法、警備の具体的方法及び内容、具体的かつ詳細な内容、あるいは「手の内」などと言いかえているが、これでは「支障を及ぼすおそれ」は具体的に特定されておらず、不十分である。

実際に開示された部分においても、警備情報の入手方法、警備の具体的方法及び内容、具体的かつ詳細な内容あるいは「手の内」は記載されているのであり、不開示とされた情報が、どのような点で開示された情報と区別されるのかについて、被告国は何ら主張していない。被告国の主張は、「支障を及ぼすおそれがある」とする内容を何ら具体的に特定していないものであって、法5条4号及び6号の適用を正当化するような不開示事由は存在しない。

第2 被告準備書面（1）「4 不開示理由4該当文書」における不開示理由の不存在

1 「（1）韓国親善使節団の来訪（文書713・乙第27号証、番号3）」について

（1）不開示情報の内容

不開示とされているのは、1961年（昭和36年）7月の韓国親善使節団来訪について、韓国側との事前調整内容等が記載された文書のうち、「警備対策に係る政府部内での具体的検討内容」であるとされる。

（2）不開示理由の不存在

以上の不開示部分について、被告国は、「警備対策といった内容」であると

の説明のみにより、法5条4号（公共の安全・秩序維持への支障）及び6号（事務の適正な遂行への支障）の不開示事由に該当すると主張する。

しかし、この文書においては、他にも警備に関する記述が数多く存在し、それらは不開示とはされていない。例えば、使節団が乗車する車両やそれへの警視庁無線車の同行と警護予定（18枚目）、ホテルにおける警視庁警護（3名）の待機場所（20枚目）など、具体的な警備対策に関わる内容が記載されている。それゆえ、不開示とされている警備対策が、それら開示されている警備に関する情報とはどのように異なり、公共の安全・秩序維持又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすのかは、被告国の主張からは判断できない。

また、第1の1で述べたように、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来に与える支障の及ぼすおそれの存在であるところ、48年前の韓国親善使節団の訪問をめぐる警備対策が、現在又は将来の警備対策、ひいては公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告国は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

2 「(2) 武内次官、崔德新韓国親善使節団会談談記録（文書714・乙第28号証、番号4）」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、1961年（昭和36年）7月の韓国親善使節団の記録文書のうち、「韓国親善使節団・自民党日韓問題懇談会懇談記録」と題する文書の中の、①田中竜夫議員（当時）が述べた「韓国における日本代表部設置についての独自の見解が記載されている」部分、ならびに②同議員の見解に対する「韓国側の見解が記載されている」部分であるとされる。

しかし、日本代表部設置についての同議員の要望と、その要望を直ちに政府に報告するとした韓国側代表の回答は、同文書に記載されているとおりであり、

何ら「独自の見解」とされるようなものではない。不開示とされているのは、同議員の、日本からの密貿易が韓国共産党の資金となっているという発言に続く部分であり、それに対応する韓国側代表の回答である。

(2) 不開示理由の不存在

以上の不開示部分について、被告国は、「内容的には極めて率直なものがあ」るとの説明のみにより、法5条4号（公共の安全・秩序維持への支障）及び6号（事務の適正な遂行への支障）の不開示事由に該当すると主張する。

しかし、「内容的には極めて率直なものがあ」るという抽象的な評価だけでは、なんら不開示事由の説明にはならない。率直な質問と回答と、公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれとの間には、何らの関連性もない。

質問と回答の内容が「韓国における日本代表部設置についての独自の見解」であるとするなら、その疑問はさらに増大する。日本代表部設置の要望と韓国側の善処に関する回答は、その内容において、何ら日本における公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に関係する情報ではあり得ない。

また、日本政府を代表するわけでもない一議員の発言とそれに対する韓国側の回答は、それ自体は何ら日本政府の公安体制や事務体制の実情や認識を反映するわけでもなく、その内容の真偽も不明なものである。被告国が繰り返し、「独自の見解」と評しているところに明らかなどおり、そうした人物の発言を、日本政府自身の利害と結びつけることはそもそも困難である。一議員の「独自の見解」の表明によって公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に支障を与えるという事態を想定する被告国の主張は、そもそも主張として成り立ち得ない。

さらに、第1の1で述べたように、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、48年前の韓国訪日団の一議員の発言をめぐるやりとり

が、現在又は将来の公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告国は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれを何ら明らかにしていない。

3 「(3) 朴議長訪日に際する警備対策（文書966・全部不開示、番号2）」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、1961年（昭和36年）の朴議長訪日の際の「警備対策が具体的かつ詳細に記載された内部文書」であるとされる。

(2) 不開示理由の不存在

以上の不開示部分について、被告国は、「要人警護についての具体的な対応及び起これうる事態に対する想定等（特定の場所での警備方針を含む）が詳細に記載されたもの」との説明により、法5条4号（公共の安全・秩序維持への支障）及び6号（事務の適正な遂行への支障）の不開示事由に該当すると主張する。

しかし、1961年（昭和36年）の朴議長一行の訪日に関しては、文書964（乙第30号証、番号1）の「朴議長一行名簿、日程、接伴要領」において、その行動日程や日本側の準備に関する文書が公開されている。その中には、次項（第3の1）でも再び述べるように、警備に関する記述が数多く存在し、警備において注意すべき諸勢力やそれに関する情報の出所、警備のための連携体制などが具体的に記述されており、それらは不開示とはされていない。これら開示されている警備に関する情報と異なり、文書966において、何が公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある「要人警護対策」なのかは、被告国の主張からは判断できない。

また、第1の1で述べたように、不開示理由として正当化されるのは、現在

又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、48年前の朴議長らの訪問をめぐる要人警護対策が、現在又は将来の要人警護対策、ひいては公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告国は、この点についても、現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれを何ら明らかにしていない。

第3 被告準備書面（2）「1 不開示理由4該当文書」における不開示理由の不存在

1 「(1) 朴議長一行名簿、日程、接伴要領（文書964・乙第30号証、番号1）」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、1961年（昭和36年）に訪日した朴議長一行の名簿及び日程計画及び接伴要領等事前準備に関する内容が記載された文書のうち、「日本を訪問中の上記一行に対する警備の計画等に関する情報」であるとされる。

具体的に不開示部分を含む文書は、82頁から始まるタイプされた文書の一部として、借り上げ自動車の内容、行動概要、関係連絡先に挟まれて存在する文書であり、警備計画や警備内容が記載された部分であると考えられる。

(2) 不開示理由の不存在

以上の不開示部分について、被告国は、「警備に関する情報の入手方法、警備の具体的方法及び内容等について手の内を明かすことになりかねない」との説明により、法5条4号（公共の安全・秩序維持への支障）及び6号（事務適正遂行への支障）の不開示事由に該当すると主張する。

しかし、文書964においては、警備に関する記述が他にも数多く存在し、それらは不開示とはされていない。たとえば、「杉代表又は外務省局長代理若

しくは儀典からの職員が出迎えるに及ばず。課レベルで便宜供与及び警備を充分にすればよいと思う。」（31頁）、「空港の警戒については関係各方面に連絡すみ」（34頁）、「6. 警備 北鮮系等の行動に十分予想されるので警察側と慎重打ち合わせる要あり。」（45頁）、「6. 警備（伊闘） 北鮮系在日朝鮮人が（情報（浜本）、（三谷）、（鶴田））、デモその他の過激な行動に出る可能性も十分予想されるので、治安当局と密接に連絡をとる必要がある。また、社会党、日朝協会、総評等により結成されている日韓会談対策連絡会議も『日米韓軍事同盟反対』等のスローガンを掲げて大衆行動を起すおそれもあり、警戒を要する。」（47-8頁）、「6. 警備 北鮮系在日朝鮮人が、デモその他の過激な行動に出る可能性も十分予想されるので、治安当局と密接に連絡をとる必要がある。また、社会党、日朝協会、総評等により結成されている日韓会談対策連絡会議も『日米韓軍事同盟反対』等のスローガンを掲げて大衆行動を起すおそれもあり、警戒を要する。」（66頁）などである。

これらの記載には、警備の具体的方法は記載されてはいないが、警備において注意すべき諸勢力やそれに関する情報の出所、警備のための連携体制などは具体的に記述されている。これら開示されている警備に関する情報と異なり、文書966において、何が公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある「手の内」なのは、被告国から判断できない。

また、第1の1で述べたように、不開示理由として正当化されるのは、現在又は将来の行政事務に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、48年前の朴議長らの訪問をめぐる警備体制が、現在又は将来の警備体制、ひいては公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告国は、この点についても、現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれを何ら明らかにしていない。

2 「(2) 忠南号事件について（文書749・乙第38号証、番号5）」につ

いて

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、黒山群島付近における韓国船籍忠南号と日本船籍底引網漁船の衝突事故に関する 1965 年（昭和 40 年）付報告書のうち、「日本側が上記事故について情報を把握した経緯及びその対応について具体的に記載」した部分であるとされる。実際には、文書本文のはじめの 3 行及び文書の末尾が不開示とされており、本文のはじめには事故情報の出所や入手経緯、文書の末尾には通報された文書そのものが添付されていると考えられる。

(2) 不開示理由の不存在

以上の不開示部分について、被告国は、「情報収集のあり方や分析・評価の手法等を公にすることに」なることから、法 5 条 4 号（公共の安全・秩序維持への支障）及び 6 号（事務の適正な遂行への支障）の不開示事由に該当すると主張する。

しかしながら、文書 794 の開示部分には事故の内容のみならず、事故内容が被害船である忠南号によって「865 艇」に申告されたという経緯が記載されており情報の入手経路は明らかにされている。なお、「865 艇」とは海上保安庁の船艇であると考えられる。そうであれば、海上保安庁の船艇がその被害申告をどのように分析・評価したかといった情報は、海上保安庁による通常の海難事故の取扱いを示すものにすぎず、そのような情報が公開されたとしても、公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは通常考えられない。それにもかかわらず、海難事故の取扱いに関わる文書や情報が、どのように公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかを被告国はなんら説明していない。

また、第 1 の 1 で述べたように、不開示理由として正当化されるのは、現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、漁船の衝突事故に関する 44 年前の「情報収集のあり方

や分析・評価の手法等」が、現在又は将来の警備体制、ひいては公共の安全・秩序維持や事務事業の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告国は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれ何ら明らかにしていない。

3 「(3) 韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について（文書 750・乙第39号証、番号6）」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、1960年（昭和40年）の日韓漁業協定発効前後における韓国周辺水域の海上保安庁の警備体制について、同庁第2課との事前協議内容及び検討状況等が具体的かつ詳細に記載された内部文書の一部であるとされる。

具体的には、同文書の14-15頁の記載から、不開示部分は14頁から始まる「海上保安庁の警備体制の変更について」（昭和40年5月19日付、「19日付文書」）と題する文書の添付文書であり、海上保安庁が李ライン水域における特哨業務（拿捕防止活動）の変更案を外務省に諮った7項目（(1)～(7)）にわたる希望事項及び質問事項であることが推察される。

これに対して当時の外務省は、(1)は努力する、(2)は難しいがその希望は従来も表明してきたし今後もする、(3)はせいぜい希望を表明する程度、(4)についての話しあいの予定は特にない、(5)はそのとおり、(6)(7)はむりであること、ならびに韓国側が同意しなくとも「お考えのような警備体制の変更を行った方がよい」と回答している。

(2) 不開示理由の不存在

以上の不開示部分について、被告国は、「海上保安庁の警備体制についての具体的かつ詳細な内容である」ことをもって、法5条4号（公共の安全・秩序維持への支障）及び6号（事務の適正な遂行への支障）の不開示事由に該当す

ると主張する。

しかし、この当時の海上保安庁の警備体制の変更にかかる検討内容については、文書750の1頁目から13頁目までに存在する「韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について」（昭和40年5月12日付、「12日付文書」）と題する文書において、日韓漁業協定発効後の警備体制が詳細に記載・検討されている。そして、19日付文書に関しては海上保安庁の希望・質問事項が不開示とされている一方で、12日付文書の海上保安庁の説明はすべて開示されている。ちなみに、19日付文書は、情報公開室によって「秘」と分類されているにすぎないが、開示されている12日付文書は「極秘」という取扱いがなされている。このことを見れば、同じ海上保安庁の今後の警備体制についての情報が記載されているにもかかわらず、なぜ「極秘」扱いされている12日付文書には不開示とされる部分はなく、逆に「秘」扱いに過ぎない19日付文書の添付文書が不開示となっているのかは、当然に疑問の対象となるところである。しかし、被告国は、「海上保安庁の警備体制についての具体的かつ詳細な内容である」と述べるのみで、同じく警備体制を具体的かつ詳細に述べた12日付文書との区別の理由をなんら述べていない。この点で被告国の主張は、その不開示を基礎付ける主張としてはなはだ不十分なものである。

また、第1の1で述べたように、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、李ラインをめぐって日韓関係が緊張していた44年前の警備体制に関する記述が、時代も状況も全く異なる現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告国は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

証、番号7)」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、竹島問題に関する日本と韓国との間の交渉経緯等を記載した内部文書のうち、「竹島問題対策要綱」の部分であるとされる。その内容については、「韓国人の竹島上陸への対応等竹島問題の対策について、詳細な検討を行った結果である」との説明がなされているが、不開示部分の直前の「関係省庁がその対策を協議した結果、次の竹島問題対策要綱が決定された。」(10頁)という記載に照らせば、不開示部分は「詳細な検討を行った」状況を記述したものではなく、「結果」としての要綱そのものであると考えられる。また、この「竹島問題対策要綱」の作成時期は、1953年(昭和28年)6月の関係省庁の協議後であるが、その直後にこの要綱に基づく同月6月22日の政府の行動が取られていることから(11頁)、1953年(昭和28年)6月頃に作成された文書であると考えられる。

(2) 不開示理由の不存在

以上の不開示部分について、被告国は、「韓国人の竹島上陸への対応等竹島問題の対策について、詳細な検討を行った結果である」との説明により、法5条4号(公共の安全・秩序維持への支障)及び6号(事務の適正な遂行への支障)の不開示事由に該当すると主張する。

しかし、すでに指摘したように、直前の説明文に照らせば、不開示部分の内容は、検討の状況そのものではなく、検討の結果として関係省庁が決定した「竹島問題対策要綱」そのもの、すなわち韓国人による竹島上陸があった場合に政府がどのように対応するのかという基本方針の内容である。そのような基本方針は、政府部内で周知されているはずの文書であり、国会などで質問があれば当然に国民に対して明らかにされなければならない内容の文書である。そのような基本方針に関わる文書の開示が、どのような理由で公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのか、被告国はなんら具体

的な理由を示していない。

また、同文書の 11 頁以降においては、この要綱に従い、領海侵犯に対して日本政府が韓国政府に対してとった措置、すなわち、口上書による講義、巡視警戒の実施、来島中の韓国人に対する退去勧告、標柱と制札の設置と撤去を受けての再設標などが具体的に記載されている。このように、日本政府の「韓国人の竹島上陸への対応等」が具体的に開示されているもとで、なぜその当時の基本方針である要綱を開示する理由があるのかも不明なままである。

さらに、第 1 の 1 で述べたように、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、現在とは時代も状況もまったく異なる 56 年前の「韓国人の竹島上陸への対応等」に関する記述が、現在又は将来の公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。

ここで不開示の対象となっているのは、現在も未解決な竹島問題への対応に関する日本政府部内の検討状況ではなく、あくまで「韓国人の竹島上陸への対応等」といった警備に関わる情報であることに留意すべきである。そして、被告国は、当時の警備上の対応が、現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすそれを何ら明らかにしていない。

5 「(5) 日本政府の押収した朝鮮船舶及びその返還（文書 1137・乙第 4 1 号証、番号 8）」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、1947 年（昭和 22 年）公布の「日本国沿岸に起きた船舶の措置に関する法律」を施行する際に関係省庁が作成した文書のうち、①監視艇とされた特定船舶の名称等、②抑留中の朝鮮または船籍不明の船舶一覧表、③抑留中の韓国船舶の名称、④抑留した韓国籍船舶に関する

情報、⑤押収した船舶の調査票、⑥韓国拿捕船の具体的名称、⑦抑留船舶の調査報告、⑧押収した船舶の具体的名称等、⑨韓国抑留船の具体的名称等、⑩韓国抑留船の具体的名称及び保管場所等、⑪韓国抑留船の具体的名称、⑫韓国返還船ないし抑留船の具体的名称であるとされる。この文書は、多くの文書が古い順に時系列で並べられ、最も新しいと思われる末尾の文書は1952年（昭和27年）3月1日付であり、同日までに作成された文書であると考えられる。

（2）不開示理由の不存在

以上の不開示部分について、被告国は、「監視艇とされた特定船舶の名称及び拿捕、抑留等された朝鮮あるいは韓国籍等の特定船舶についての名称及び具体的な情報等」の「警備と密接に関連した情報」であり、「警備のあり方や警備に関する情報の収集、分析、評価の各手法等について手の内を明かすことになりかね」ないと説明により、法5条4号（公共の安全・秩序維持への支障）及び6号（事務の適正な遂行への支障）の不開示事由に該当すると主張する。

しかし、ここで不開示とされている「特定船舶についての名称及び具体的な情報等」は、法5条1号（個人に関する情報）として不開示とされているわけではない。そうであれば、「特定船舶についての名称及び具体的な情報等」がどのような意味で公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのか、その具体的な関連性が明らかにされるべきである。

被告国は、「警備のあり方や警備に関する情報の収集、分析、評価の各手法等について手の内を明かすことになりかね」ないと述べるが、次のとおり、不開示とされている部分はいずれもそのような「手の内」を記述しているとは考えられない文書である。

- ① 大半が船舶の名称であり、一部にその所有者や船舶の構造が不開示とされている。
- ② 「船舶一覧表」であり、船舶の名称や構造の一覧表に過ぎない。
- ③ 「左記三隻」とされた、船舶の名称や構造の一覧表に過ぎない。

- ④ 「the undocumented three (3) vessels」とされた、船舶の名称や構造の一覧表に過ぎない。
- ⑤ 不法入国を理由に押収された船舶の「別紙一覧表」に過ぎない。
- ⑥ 勘告拿捕船の名称に過ぎない。
- ⑦ 押留船舶一覧表の船名に過ぎない。
- ⑧ 押収船舶の船名と保管者住所にすぎない。
- ⑨ 保管費用報告文書の船名など特定情報部分に過ぎない。
- ⑩ 引渡船舶の船名など特定情報部分に過ぎない。
- ⑪ 返還船 4 隻の名称部分に過ぎない。
- ⑫ 返還船の名称部分に過ぎない。

また、第 1 の 1 で述べたように、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、領海について協定もないままに日韓関係が緊張していた 57 年前の警備対象の船舶名に関する記述が、時代も状況もまったく異なる現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告国は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

6 「(6) アジア局主要懸案処理日報抜粋（文書 1399・乙第 42 号証、番号 9）」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、外務省アジア局の主要懸案処理日報のうち主に北東アジア課関連の内容を抜粋した内部文書であり、1959年（昭和 34 年）12 月分の部分であるとされる。具体的に同月の日報で報告されているのは、日本残留者や密入国者の「北朝鮮帰還問題」をめぐる、韓国と日本とのやり取りであり、不開示部分の前の部分には、韓国政府が朝鮮半島における唯一の合

法政府であるとして北朝鮮帰還希望者の韓国への送還を求めていたのに対し、日本政府がこれは個人の意思と人道に関わる問題であるとして赤十字を通じての北朝鮮帰還を進めようとしていたことについての対立と交渉状況が記載されている（166～179頁）。また、不開示部分の後の部分では日韓の対立に対して米国大使があっせんに乗り出してきて事態は改善の方向に向かうが、結局は年内決着が困難であった状況が記載されている（180～185頁）。

（2）不開示理由の不存在

以上の不開示部分について、被告国は、その情報が「犯罪容疑事件に関するものであ」って「捜査について情報収集の方法、収集した情報の内容のみならず捜査手法自体についての手の内を明かすことになりかね」ないと説明により、法5条4号（公共の安全・秩序維持への支障）及び6号（事務の適正な遂行への支障）の不開示事由に該当すると主張する。

しかしながら、この日報は、上述の「北朝鮮帰還問題」に関する外交交渉の状況を記録した文書であって、「犯罪容疑事件」に関する報告文書ではない。そして、なぜ不開示部分にだけ「犯罪容疑事件」が突如記載されるのか、前後の文脈からはまったく不明である。そうであれば、この不開示部分がはたして本当に被告国の主張するような「犯罪容疑事件」に関するものであるのか自体、検証不可能な状況である。

また、不開示部分に「犯罪容疑事件」に関する記載が存在するとしても、この文書の前後の文脈からはその内容の性格を推測することは困難であるし、被告国の主張も抽象的なものに止まっていることから、不開示部分の公開がどのような意味で公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのかを評価することは不可能である。

さらに、第1の1で述べたように、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、50年前の捜査手法に関する記述が、現在又は将来の公

共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告国は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

7 「(7) 対韓交渉方針決定（文書1544・乙第43号証、番号10）」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、日韓暫定漁業協定締結に向けての日本側の方針等を具体的かつ詳細に記載した、漁業及び「平和ライン」委員会における韓国との交渉方針を極めて詳細に記載した内部文書のうち、「拿捕事件対策に関する文書」の部分であるとされる。具体的には、閣議を求める1952年（昭和27年）5月20日付文書の「別紙拿捕事件対策案」である。

(2) 不開示理由の不存在

以上の不開示部分について、被告国は、「昭和27年当時の拿捕事件対策について日本の領海水域における警備対策に関する政府部内での具体的検討内容であり」、「警備対策の方法や内容等について手の内を明かすことになりかねないとの説明により、法5条4号（公共の安全・秩序維持への支障）及び6号（事務適正遂行への支障）の不開示事由に該当すると主張する。

しかし、不開示部分の内容は、当時の運輸大臣が内閣総理大臣に対し、閣議での決定を求めて提出した「拿捕事件対策案」である。そのような閣議提出の正式文書は、政府部内で周知されているはずの文書であり、国会などで質問があれば当然に国民に対して明らかにされなければならない内容の文書である。そのような閣議に関わる文書の開示が、どのような理由で公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのか、被告国はなんら具体的な理由を示していない。

また、この不開示部分の直後には、「別紙第二」として「情報文化局発表（案）」

も添付されているが、これは不開示とされている「別紙拿捕事件対策案」提出の背景を説明した文書と考えられるところ、これらはいずれも閣議決定を経て公表されることを予定した文書であったと考えられる。そうであれば、そのように公表をいったんは予定した文書の公開が、どのような意味で公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるのか、まったく理解できないと言わざるを得ない。

さらに、第1の1で述べたように、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序維持や事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、李ラインをめぐって日韓関係が緊張していた57年前の警備体制に関する記述が、時代も状況もまったく異なる現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告国は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

8 「(8) 金中央情報部長訪日（文書1822・乙第44号証、番号11）」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、1962年（昭和37年）に訪日した金中央情報部長一行の日程計画及び接伴要領等が記載された文書のうち、「行動予定を詳細に記載した部分」であって「上記一行に対する警備に関する情報が記載」された部分であるとされる。

(2) 不開示理由の不存在

以上の不開示部分について、被告国は、「主要な動向等が特定できる内容も含まれているが、警備対策と密接に関連」し、「警備対策に関する情報の収集方法等のみならず警備対策の内容自体について手の内を明かすことになりかねないとの説明により、法5条4号（公共の安全・秩序維持への支障）及び6号

(事務の適正な遂行への支障) の不開示事由に該当すると主張する。

しかし、この文書においては、警備に関する記述が他にも数多く存在し、それらは不開示とはされていない。たとえば、「2、代表部は警護車を付けることを希望」、「3、代表部はボディ・ガードを付けることは希望せず」（8頁、13頁、17頁）、「Room No 知りたい」、「警察前 三人つける予定」（9頁書き込み）、「藤沢より有料道路を通るように代表部に連絡済み」、「一日前から代表部職員先行アレンジ」（10頁書き込み）などである。

これらの記載には、警備の体制や方法などが具体的に記述されている。それゆえ、これら開示されている警備に関する情報とは異なり、文書1822の不開示部分の公開が、どのように公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある「警備に関する情報」なのかも、被告国の主張からは判断できない。

また、第1の1で述べたように、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来に与える支障の存在であるところ、47年前の金中央情報部長一行の訪問をめぐる警備体制が、現在又は将来の警備体制、ひいては公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告国は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

第4 結語

以上のとおり、本準備書面における不開示部分を公開しても、現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、しかも、被告国は不開示理由について何ら具体的な主張立証をしておらず、外務大臣の不開示決定処分が違法であることは明らかである。

以上